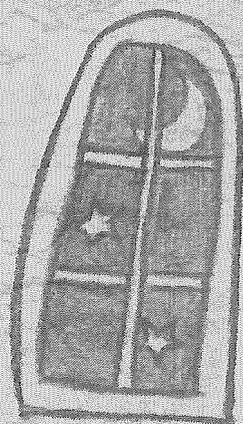


平成16年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
(H16-子ども-024)

児童福祉審議会の意見聴取に関する調査報告書

—地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究—



主任研究者：山縣文治（大阪市立大学）

平成17年3月

目 次

第1章 調査の概要

I. 調査の目的	3
II. 調査の対象	3
III. 調査方法	3
IV. 調査票の回収	3
V. 集計の方法	3
VI. 調査研究者および報告書の作成	4

第2章 調査結果の概要

I. 調査票 I	7
1. 児童福祉審議会の位置づけ	7
2. 児童相談所部会の運営の状況	7
3. 児童相談所部会の委員のあり方	7
4. 児童相談所部会での審議内容等について	7
5. 児童相談所部会の今後のあり方	8
II. 調査票 II	8
1. 児童相談所部会での審議の状況	8
2. 審議の方法	8
3. 審議会と関係機関の関わり	9
4. 児童相談所部会の今後のあり方	9

第3章 調査結果①

I. 調査票 I	13
1. 部会の設置状況	13
2. 児童相談所設置数	13
3. 部会数	13
4. 事務局の設置場所	14
5. 部会の開催場所	14
6. 開催場所の選定理由	14
7. 取り扱い要領	14
8. 平成15年度開催回数	15
9. 1回の審議時間	15
10. 開催頻度	16
11. 開催日の設定方法	16
12. 委員の選出方法	17
13. 委員数	17

14. 部会の委員の職種	18
15. 審議した事例の種類	18
16. 部会への委員以外の出席者	19
17. 部会の意見聴取の児童相談所への有効性	19
18. 部会の望ましい社会的役割	19
19. 部会の運営について修正・改善された点	20
20. 児童相談所の処遇決定において専門性の向上を図るために必要なこと	21
21. 児童相談所の処遇決定において客観性の向上を図るために必要なこと	24
22. 児童相談所の専門性についての意見	25
23. 児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方・専門支援化に対する意見	28
24. 部会がより有効に機能するために必要と思われること	31
II. 調査票II	33
1. 平成15年度の審議件数	33
2. 平成15年度の法的対応件数および審議の状況	33
3. 措置中事例の審議の有無	33
4. 措置中事例の審議内容	33
5. 1回の審議件数	34
6. 事例に関する資料の配付方法	34
7. 事例の概要の説明方法	35
8. 審議の方法	36
9. 意見具申の提出時期	36
10. 意見具申の方法	36
11. 審議後の対応	37
12. 関係機関の出席	37
13. 関係機関の出席への賛成理由	37
14. 関係機関の出席への反対理由	38
15. 関係機関からの審議依頼	38
16. 部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無	39
17. 部会の答申の当事者への伝達の有無	39
18. 当事者側からの部会への審議依頼の有無	39
19. 児童相談所にとっての意見聴取の有効性	39
20. 意見聴取が役にたっている理由	40
21. 意見聴取が役にたっていない理由	40
22. 部会の望ましい社会的役割	41
23. 審議にかける事例の選択方法	41
24. 部会の運営について工夫していること	48
25. 児童相談所の処遇決定において専門性の向上を図るために必要なこと	50
26. 児童相談所の処遇決定において客観性の向上を図るために必要なこと	58

27. 児童相談所の専門性についての意見	64
28. 児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方・専門支援化に対する 意見	72
29. 部会がより有効に機能するために必要と思われること	81

第4章 調査結果②

1. 設置状況	89
2. 担当事務局	95
3. 開催場所	103
4. 取り扱い要領の有無	110
5. 開催回数	115
6. 開催頻度	123
7. 開催日の設定方法	131
8. 委員の選出方法	137

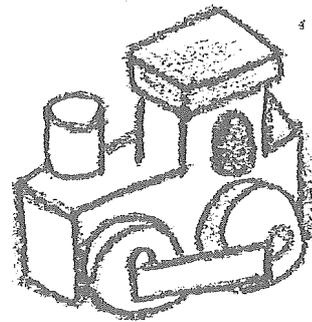
第5章 調査結果③

1. 分析の目的	149
2. 分析の対象	149
3. 分析の方法	149
4. 結果	149

資料

児童福祉審議会の意見聴取に関する調査（調査票Ⅰ）	155
児童福祉審議会の意見聴取に関する調査（調査票Ⅱ）	162

第 1 章 調査の概要



I. 調査の目的

平成9年の児童福祉法改正により、「子どもの意見と保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」、「児童相談所長が必要と認めるとき」に児童福祉審議会の意見を聴取しなくてはならないと規定された。

子ども家庭福祉領域における相談支援体制が新たな展開を見せるなか、本研究では、改正から7年目を迎えた児童福祉審議会の意見聴取がどのように行われているかについて、総合的に把握し検討することの必要性があるとの認識のもと、児童福祉審議会の全国調査を行うこととした。

本調査は、児童福祉審議会の運営の現状を調査することにより、児童相談所における子どもの権利擁護機能を強化し、処遇決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために設けられた児童福祉審議会の意見聴取という規定の効果的な活用について検討することを目的としている。

II. 調査の対象

本研究では、調査票を2部作成した。調査票Ⅰは児童福祉審議会の位置づけと運営面を調査しており、各都道府県の中央児童相談所を対象としている。

調査票Ⅱは児童福祉審議会の意見聴取の実際や児童福祉審議会と児童相談所のあり方を調査しており、全国の各児童相談所を対象としている。

III. 調査方法

本調査は、調査票を郵送で送付し、同じく郵送により回収した。調査期間は、2005年1月24日～2月4日である。なお、調査票は、「児童福祉審議会の運営に関する研究会」を立ち上げ、研究代表：山縣文治（大阪市立大学）、久保樹里（大阪市中央児童相談所）、才村純（日本子ども家庭総合研究所）、津崎哲郎（花園大学）、福田公教（種智院大学）により作成した。

IV. 調査票の回収

回収された有効標本数は調査票Ⅰが46、調査票Ⅱが129、回収率は調査票Ⅰが76.6%、調査票Ⅱが70.9%である。

V. 集計の方法

単純集計においては「無回答」を入れているが、クロス集計においては「無回答」を含めていないため、合計の数値が合わないことがある。

VI. 調査研究者および報告書の作成

1. 主任研究者

山縣文治 (大阪市立大学)

2. 分担研究者

岩間伸之 (大阪市立大学)

岡田忠克 (大阪産業大学)

3. 研究協力者

石田賀奈子 (関西学院大学大学院)

石田慎二 (奈良佐保短期大学)

伊藤幸子 (奈良佐保短期大学)

鵜浦直子 (大阪市立大学大学院)

奥田真紀子 (奈良佐保短期大学)

久保樹里 (大阪中央児童相談所)

砂脇 恵 (種智院大学)

崔 珍姫 (大阪市立大学大学院)

辻 宣江 (大阪市立大学大学院)

橋永典子 (大阪市立大学大学院)

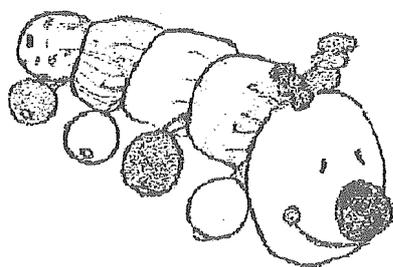
福田公教 (種智院大学)

松本しのぶ (奈良佐保短期大学)

宮地洋子 (奈良佐保短期大学)

山口敬子 (京都府立大学大学院)

第2章 調査結果の概要



I. 調査票 I

1. 児童福祉審議会の位置づけ

部会の設置状況については、「独立設置」が約7割を占めている。

児童相談所の設置数については、「複数」が約8割を占めている。

部会数については、「1か所」が約9割を占めている。

事務局の設置場所については、「本庁」が5割強、「児童相談所」が約4割となっている。

部会の開催場所については、「特定の児童相談所」と「本庁」がそれぞれ4割台半ばとなっている。また、開催場所の選定理由については、「事務局のある場所」と「委員の出席のしやすさ」が約6割であり、「交通の利便性」と「開催準備のしやすさ」が5割強となっている。

取り扱い要領の有無については、「なし」が5割台、「あり」が4割台後半となっている。

2. 児童相談所部会の運営の状況

平成15年度開催回数については、「0回」が17.4%ともっとも多く、「1回」(13.0%)、「2回」(15.2%)をあわせると4割台半ばを占めている。一方、「10回」以上は2割弱となっている。

1回の審議時間については、「2時間」が60.9%ともっとも多く、「1時間」(19.6%)、「3時間」(13.0%)をあわせると、無回答をのぞく全数が3時間以内となっている。

開催頻度については、「不定期開催」が41.3%ともっとも多く、次いで「毎月」26.1%、「2か月に1度」15.2%となっている。

開催日の設定方法については、「年間予定設定」が59.3%であり、「その都度設定」が37.0%となっている。

3. 児童相談所部会の委員のあり方

委員の選出方法については、「既存委員を含め新たに選出」が6割台半ばであり、「既存の委員から選出」が約2割となっている。

委員数については、「5人」が約半数を占めている。また、「6人」(19.6%)、「7人」(13.0%)をあわせると「5人～7人」で8割強を占めている。

部会の委員の職種については、「弁護士」が2割弱となっている。「小児科医」(10.2%)、「精神科医」(12.9%)、「その他医師」(1.1%)をあわせると2割強となっている。「弁護士」、「医師」で約4割を占めている。

4. 児童相談所部会での審議内容等について

審議した事例の種類については、「虐待相談」が約7割を占めている。

部会への委員以外の出席者については、「児童相談所長」が約9割ともっとも多く、次いで「担当児童福祉司」の約8割となっている。6割台で「事務局」、5割台で「事例担

当外児相職員」、4割台で「担当心理判定員」となっている。

5. 児童相談所部会の今後のあり方

部会の意見聴取の児童相談所への有効性については、「とても役にたっている」(60.9%)と「やや役にたっている」(26.1%)をあわせると、全体の9割弱を占めている。

部会の望ましい社会的役割については、「第三者的役割」が約8割でもっとも多くなっている。5割台で「児童の権利擁護機能を充実」、3割台で「重大事例検証」、「制度改善提言」となっている。

II. 調査票 II

1. 児童相談所部会での審議の状況

平成15年度の審議件数については、「0件」が36.4%ともっとも多く、次いで「1～3件」33.3%、「4～6件」14.7%となっている。

平成15年度の法的対応件数および審議の状況については、「28条の申し立て事例」が133件、うち「部会に事例を提出した件数」が106件、「部会に事後報告した件数」が51件となっている。

措置中事例の審議の有無については、「あり」が3分の1を占めている。

措置中事例の審議内容については、「家庭引き取り」が4割台半ばともっとも多く、次いで「措置施設の変更」が4割弱となっている。

2. 審議の方法

1回の審議件数については、「2件」が約3割を占めており、「3件」(18.6%)、「1件」(17.1%)をあわせると、「1件」から「3件」で6割台半ばを占めている。

事例に関する資料の配付方法については、「当日に委員に配布する」が4割台半ばを占めており、「事前に委員に配布する」が3割強となっている。

事例の概要の説明方法については、「児相所長等の管理職が説明する」が5割弱を占めており、「事例担当者が説明する」が2割台後半となっている。

審議の方法については、「活発な質疑応答」が約7割を占めており、「児相の方針を聞き、おおむね承認」が2割強となっている。

意見具申の提出時期については、「その場で意見具申」が約7割を占めており、「後日、意見具申」が約2割となっている。

意見具申の方法については、「意見具申は口頭」が約6割を占めており、「意見具申は文書」が約4割となっている。

審議後の対応については、「審議事例の経過報告」が約7割を占めており、「事後報告」が5割弱、「継続審議」が3割台半ばとなっている。

3. 審議会と関係機関の関わり

関係機関の出席については、「賛成」(28.7%)と「やや賛成」(22.5%)をあわせると約5割、「反対」(13.2%)と「やや反対」(29.5%)をあわせると約4割であり、やや賛成意見が上回っている。

関係機関の出席への賛成理由については、「事例の幅広い見方」(68.2%)と「関係機関間の方針の統一」(62.1%)が6割を超えており、4割台には、「関係機関間の調整」(45.5%)と「児相の現状の理解」(45.5%)が並んでいる。

関係機関の出席への反対理由については、「関係機関の意見も児相が説明することにより、必要性がない」が8割を超えており、2割台には、「関係機関の出席を調整することが困難」(29.1%)、「関係機関を前に意見がいいにくい」(25.5%)が続いている。

関係機関からの審議依頼については、「なし」が9割強であり、「あり」は2.3%であった。

部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が約4割を占めている。2割台には、「原則として伝えている」(24.0%)、「伝えていない」(21.7%)が続いている。

部会の答申の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が4割強を占めている。2割前後では、「原則として伝えている」(23.3%)、「伝えていない」(19.4%)であった。

当事者側からの児童相談所部会への審議依頼の有無については、すべての児童相談所で「なし」であった。

4. 児童相談所部会の今後のあり方

児童相談所にとっての意見聴取の有効性については、「役にたっている」(49.6%)と「やや役にたっている」(27.9%)をあわせると全体の8割弱を占めている。

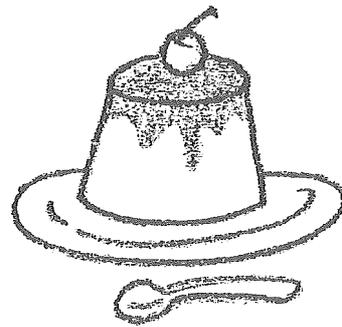
意見聴取が役にたっている理由に対して、9割を超えるものは「処遇の客観性の確保」(97.0%)と答えている。6割台では、「処遇の透明性の確保」(68.0%)、「専門的意見が得られる」(68.0%)が並んでいる。5割前後には、「スーパーバイズ機能をはたす」(51.0%)、「判断基準の明確化」(50.0%)、「親への説得力が増す」(50.0%)、「当事者の権利擁護につながる」(49.0%)が続いている。

意見聴取が役にたっていない理由に対して、8割を超えるものは「緊急時に対応できない」(85.0%)と答えている。6割台には、「法的強制力がない」(60.0%)、5割台には、「形式的な進行で深い審議にいたらない」(50.0%)、4割台には、「実践的な助言を得られない」(45.0%)、「開催回数が少ない」(40.0%)が続いている。

部会の望ましい社会的役割に対して、7割を超えているものは「第三者的役割をはたす」(72.9%)である。5割台に「児童の権利擁護機能の充実」(53.5%)となっている。

第3章 調査結果①

単純集計



I. 調査票 I

1. 部会の設置状況

部会の設置状況については、「独立設置」が71.7%ともっとも多く、次いで「他部会と合同設置」23.9%となっている。

表3-1-1 部会の設置状況

	度数	パーセント
独立設置	33	71.7
他部会と合同設置	11	23.9
未設置	2	4.3
合計	46	100.0

2. 児童相談所設置数

児童相談所の設置数については、「複数」が80.4%ともっとも多く、次いで「1か所」19.6%となっている。

表3-1-2 児童相談所設置数

	度数	パーセント
複数	37	80.4
1か所	9	19.6
合計	46	100.0

3. 部会数

児童相談所設置数が複数と答えた自治体に、部会の設置数を尋ねたところ、「1か所」が91.9%、「複数」8.1%となっている。

表3-1-3 部会数

	度数	パーセント
1か所	34	91.9
複数	3	8.1
合計	37	100.0

【複数設置の理由】

- ・各子ども相談センターに「児童処遇専門部会」を設置。
- ・人口規模と地理的・交通の便を考えて、北和を管轄する中央と、中南和を管轄する高田の2カ所を設置している。

4. 事務局の設置場所

事務局の設置場所については、「本庁」が54.3%ともっとも多く、次いで「児童相談所」39.1%となっている。

表3-1-4 事務局の設置場所

	度数	パーセント
児童相談所	18	39.1
本庁	25	54.3
その他	3	6.5
合計	46	100.0

5. 部会の開催場所

部会の開催場所については、「特定の児童相談所」と「本庁」がそれぞれ45.7%となっている。

表3-1-5 部会の開催場所

	度数	パーセント
特定の児童相談所	21	45.7
本庁	21	45.7
その他	4	8.7
合計	46	100.0

6. 開催場所の選定理由

開催場所の選定理由については、「事務局のある場所」が60.9%ともっとも多く、次いで「委員の出席のしやすさ」58.7%となっている。

表3-1-6 開催場所の選定理由 (MA)

	度数	パーセント
交通の利便性	25	54.3
開設準備のしやすさ	25	54.3
事務局のある場所	28	60.9
委員の出席のしやすさ	27	58.7
児相職員の出席のしやすさ	15	32.6

7. 取り扱い要領

取り扱い要領の有無については、「なし」が52.2%、「あり」が45.7%となっている。

表3-1-7 取り扱い要領

	度数	パーセント
あり	21	45.7
なし	24	52.2
無回答	1	2.2
合計	46	100.0

8. 平成15年度開催回数

平成15年度開催回数については、「0回」が17.4%ともっとも多く、次いで「2回」と「4回」の15.2%となっている。

表3-1-8 平成15年度開催回数

	度数	パーセント
0回	8	17.4
1回	6	13.0
2回	7	15.2
4回	7	15.2
5回	3	6.5
6回	3	6.5
7回	2	4.3
8回	1	2.2
10回	5	10.9
11回	1	2.2
12回	3	6.5
合計	46	100.0

9. 1回の審議時間

1回の審議時間については、「2時間」が60.9%ともっとも多く、次いで「1時間」19.6%、「3時間」13.0%となっている。

表3-1-9 1回の審議時間

	度数	パーセント
1時間	9	19.6
2時間	28	60.9
3時間	6	13.0
無回答	3	6.5
合計	46	100.0

10. 開催頻度

開催頻度については、「不定期開催」が41.3%ともっとも多く、次いで「毎月」26.1%、「2か月に1度」15.2%となっている。

表3-1-10 開催頻度

	度数	パーセント
毎月	12	26.1
2か月に1度	7	15.2
3か月に1度	5	10.9
6か月に1度	3	6.5
不定期開催	19	41.3
合計	46	100.0

11. 開催日の設定方法

児童相談所部会の開催頻度を定期開催と答えた自治体に、開催日の設定方法について尋ねたところ、「年間予定設定」が59.3%であり、「その都度設定」が37.0%となっている。

表3-1-11 開催日の設定方法

	度数	パーセント
年間予定設定	16	59.3
その都度設定	10	37.0
無回答	1	3.7
合計	27	100.0

【不定期開催の児童相談所部会での開催の動機】

- ・意見を聴取すべき事例が発生したとき、随時開催。
- ・各分野の専門家である委員に意見聴取の必要性が生じたケース。
- ・子ども、あるいは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき。児童相談所長が処遇決定上、必要と認めるとき。
- ・案件が発生したとき。
- ・里親認定申請にともない随時開催、28条案件については緊急対応が多いため報告案件となる場合や、審議の上、申し立てをする場合がある。
- ・児童福祉法28条適用ケースが生じたとき。
- ・児童相談所から諮問があった場合。
- ・部会へ諮る事例があり、児童相談所から開催依頼があったとき。
- ・児童相談所長から開催の依頼があった場合、その多くは法28条申立て事案の場合である。
- ・開催が必要な事案が生じた場合。
- ・児相の措置が保護者等の意向と一致せず、28条による申し立てが必要となり委員から意見を聴取したい事例がある場合。
- ・親族里親の認定が必要になった場合（部会が親族里親に関する審議も行うため）。

- ・児童相談所から開催の意向があったとき（年に2回は事務局から意向を確認している）。
- ・必要に応じて開催。
- ・児相において審議を要する事案が発生し、開催の要請があった際（年1～2回）。
- ・審議の必要な事案がある場合に開催する。
- ・審議事案が出てきたとき、或いは、合わせて開催している里親審議案件が発生したとき。
- ・案件が発生した場合で緊急を要しない場合。
- ・緊急ケースがある時に、委員の日程を調整して実施しているが、緊急ケースがない場合でも、最低年1回実施することになっている。

12. 委員の選出方法

委員の選出方法については、「既存委員を含め新たに選出」が65.2%ともっとも多く、次いで「既存の委員から選出」21.7%となっている。

表3-1-12 委員の選出方法

	度数	パーセント
既存の委員から選出	10	21.7
既存委員を含め新たに選出	30	65.2
新規委員のみで選出	3	6.5
その他	2	4.3
無回答	1	2.2
合計	46	100.0

13. 委員数

委員数については、「5人」が52.2%ともっとも多く、次いで「6人」19.6%、「7人」13.0%となっている。

表3-1-13 委員数

	度数	パーセント
3人	1	2.2
4人	2	4.3
5人	24	52.2
6人	9	19.6
7人	6	13.0
8人	2	4.3
10人	1	2.2
11人	1	2.2
合計	46	100.0

14. 部会の委員の職種

部会の委員の職種については、「弁護士」が18.2%ともっとも多く、次いで「精神科医」12.9%、「その他福祉関係者」10.6%、「小児科医」10.2%となっている。

表3-1-14 部会の委員の職種

	度数	パーセント
弁護士	48	18.2
小児科医	27	10.2
精神科医	34	12.9
その他医師	3	1.1
社会福祉を専門とする大学教員	20	7.5
心理学を専門とする大学教員	22	8.3
教育学を専門とする大学教員	12	4.5
その他を専門とする大学教員	4	1.5
社会福祉施設職員	23	8.7
その他福祉関係者	28	10.6
教育関係者（大学教員を除く）	15	5.7
行政関係者	1	0.4
心理職専門家（大学教員を除く）	2	0.8
地域保健関係者	1	0.4
民生児童委員・主任児童委員	11	4.2
マスコミ関係者	2	0.8
その他（右欄に具体的に）	11	4.2
合計	264	100.0

15. 審議した事例の種類

審議した事例の種類については、「虐待相談」が69.8%ともっとも多く、次いで「養護（虐待を除く）相談」12.5%となっている。

表3-1-15 審議した事例の種類

	度数	パーセント
虐待相談	252	69.8
養護（虐待を除く）相談	45	12.5
保健相談	0	0.0
障害相談	0	0.0
非行相談	30	8.3
健全育成相談	2	0.5
その他の相談	32	8.9
合計	361	100.0

16. 部会への委員以外の出席者

部会への委員以外の出席者については、「児童相談所長」が89.1%ともっとも多く、次いで「担当児童福祉司」82.6%、「事務局」63.0%となっている。

表3-1-16 部会への委員以外の出席者 (MA)

	度数	パーセント
児童相談所長	41	89.1
担当児童福祉司	38	82.6
担当心理判定員	19	41.3
一時保護所職員	8	17.4
事例担当外児相職員	26	56.5
学校関係者	2	4.3
施設関係者	7	15.2
病院関係者	1	2.2
警察関係者	1	2.2
地域保健関係者	2	4.3
民生児童委員・主任児童委員	0	0.0
対象児童の保護者	0	0.0
対象児童	0	0.0
事務局	29	63.0
その他	3	6.5

17. 部会の意見聴取の児童相談所への有効性

部会の意見聴取の児童相談所への有効性については、「とても役にたっている」が60.9%ともっとも多く、次いで「やや役にたっている」26.1%となっている。

表3-1-17 意見聴取の児童相談所への有効性

	度数	パーセント
とても役にたっている	28	60.9
やや役にたっている	12	26.1
あまり役にたっていない	5	10.9
役にたっていない	0	0.0
無回答	1	2.2
合計	46	100.0

18. 部会の望ましい社会的役割

部会の望ましい社会的役割については、「第三者的役割」が80.4%ともっとも多く、次いで「児童の権利擁護機能を充実」56.5%、「重大事例検証」34.8%となっている。

表3-1-18 部会の望ましい社会的役割 (MA)

	度数	パーセント
調査・調整機能	7	15.2
第三者的役割	37	80.4
制度改善提言	14	30.4
児童の権利擁護機能を充実	26	56.5
不服申し立て受付	9	19.6
重大事例検証	16	34.8
市町村への指導	0	0.0
関係機関への指導	3	6.5
その他	2	4.4

19. 部会の運営について修正・改善された点

- ・部会の審議委員の意見を伺うというだけでなく、事例に関わっている職員（ケース担当の児童福祉司・心理判定員・精神科医・一時保護所職員・保健師・虐待担当児童福祉司）や、地域で事例の家族に関わっている関係機関の職員（区役所の虐待ケース担当者・家庭相談員・福祉事務所の担当ケースワーカー・保健師・保育所の保育士・学校の教師・病院の医師・看護師等）が、お互いに意見を交換しその場で今後の方針を出して、すぐに対応できるように工夫していた。また、そのやり取りを通じて、出席者の研修となるように考えた。さらに、審議の様子を、児童相談所の職員が傍聴できるようにし、職員の研修の場として活用した。
- ・平成14年10月の里親制度改正に伴い、「親族里親」及び「短期里親」の認定について、処遇困難事例専門部会において審議、決定することにした。平成16年に「養育里親」及び「専門里親」の認定についても追加した。
- ・平成16年度からは本庁と中央児童相談所の両方に分属していた事務局の機能が、事実上本庁事務局に吸収された。なお要領は改正されていないので、運用上の改善である。その理由は、そもそも事務局業務を場所の離れた2ヶ所で分担するということが根本的な無理があった。このことにより事務処理の簡素化・迅速化が図られている。
- ・部会の事務局が平成15年度から中央児童相談所である宇治児童相談所に移行し、事務運営の効率化を図った。
- ・①当初は管理職がケース説明をしていたが、詳細な説明が必要であることから担当ケースワーカーが説明することとした。②当初は、担当以外のケースワーカーも出席していたが、業務多忙となり時間的に困難となってきたため、ケースワーカーは担当のみとした。
- ・開催場所と開催時期を予め前年度のうちに決めておき、委員が計画的に参加しやすくした。
- ・当初は、児童相談所の処遇方針に意見なしとする案件が多かったが、平成14年度頃から、部会としての意見を整理するようになり、また、児童福祉法28条の家裁の承認を取るための是非について議論されることが多くなってきた。
- ・発足当初5名であった委員が、平成14年度中に6名となった。